



福岡県医発第884号(地)
平成21年8月8日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

精神保健指定医の指定に係る再申請要件の緩和について

標記の件につきまして、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長より、精神保健指定医の指定に係る再申請要件の緩和について情報提供及び当該研修の実施について協力方依頼があった旨、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

今般、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第125号)」が本年7月1日に施行され、精神保健指定医の指定に係る再申請時(失効後一年以内に限る。)の要件緩和について規定されたことに伴い、下記のとおり留意事項が示されるとともに、「精神衛生法等の一部を改正する法律による改正後の精神保健法の運用上の留意事項について」(昭和63年5月13日厚生省保健医療局精神保健課長通知)の一部が改正され、本年7月1日から適用されることから、新旧対照表、及び改正後の当該通知の全文が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 名取一幸
地域保健副担当理事 毛利康茂
会長 丸山 泉

記

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行第2条の2の厚生労働省令で定める書類は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第19条第2項の規定に基づき精神保健指定医の指定の効力が失効し、失効した日から起算して1年を超えない期間に再度申請を行う場合においては、（ア）5年以上診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第1条第3号）、（イ）3年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面（規則第1条第4号）及び（ウ）厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面（規則第1条第5号）の提出を不要とし、下記のとおりとしたこと。

- （1）履歴書
- （2）医師免許証の写し
- （3）法第18条第1項第4号に規定する研修の課程を修了したことを証する書面
- （4）法第19条第2項の規定により効力が失われた指定に係る指定医証

なお、今般の改正省令の規定に基づく指定医の指定に係る申請を行う場合の申請書の様式については、「精神衛生法等の一部を改正する法律による改正後の精神保健法の運用上の留意事項について」（昭和63年5月13日付健医精発第16号）で定める様式1－2「精神保健指定医指定申請書（失効後一年未満）」とすること。

日医発第 359 号(地Ⅲ93)

平成 21 年 7 月 21 日

都道府県医師会

会長 殿

日本医師会

会長 唐 澤



精神保健指定医の指定に係る再申請要件の緩和について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より、各都道府県知事等宛に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について、また、同省精神・障害保健課長より、各都道府県等精神保健福祉主管部（局）長宛に「精神衛生法等の一部を改正する法律による改正後の精神保健法の運用上の留意事項について」の一部改正について通知が出され、本会に対しても精神保健指定医の指定に係る再申請要件の緩和について情報提供がなされるとともに、当該研修の実施について協力方依頼がありました。

本件は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 125 号）」が本年 7 月 1 日に施行され、精神保健指定医の指定に係る再申請時（失効後一年以内に限る。）の要件緩和について規定されたことに伴い、下記のとおり留意事項を示すとともに、「精神衛生法等の一部を改正する法律による改正後の精神保健法の運用上の留意事項について」（昭和 63 年 5 月 13 日厚生省保健医療局精神保健課長通知）の一部を改正し、本年 7 月 1 日から適用することから、新旧対照表、及び改正後の当該通知の全文を示すものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



記

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行第2条の2の厚生労働省令で定める書類は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第19条第2項の規定に基づき精神保健指定医の指定の効力が失効し、失効した日から起算して1年を超えない期間に再度申請を行う場合においては、

（ア）5年以上診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第1条第3号）、（イ）3年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面（規則第1条第4号）及び（ウ）厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面（規則第1条第5号）の提出を不要とし、下記のとおりとしたこと。

- （1）履歴書
- （2）医師免許証の写し
- （3）法第18条第1項第4号に規定する研修の課程を修了したことを証する書面
- （4）法第19条第2項の規定により効力が失われた指定に係る指定医証

なお、今般の改正省令の規定に基づく指定医の指定に係る申請を行う場合の申請書の様式については、「精神衛生法等の一部を改正する法律による改正後の精神保健法の運用上の留意事項について」（昭和63年5月13日付健医精発第16号）で定める様式1－2「精神保健指定医指定申請書（失効後一年未満）」とすること。



障精発第0701002号

平成21年7月1日

社団法人
日本医師会長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課長



精神保健指定医の指定に係る再申請要件の緩和について

精神保健指定医の研修の実施につきましては、かねてより特段の御配慮をいただいているところですが、今般、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第125号）」が平成21年7月1日に施行され、精神保健指定医の指定に係る再申請時（失効後一年以内に限る。）の要件緩和について規定されたところです。

また、当該省令改正に伴い、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（別添1）」（平成21年7月1日付け障発第0701001号障害保健福祉部長通知）及び「精神衛生法等の一部を改正する法律による改正後の精神保健法の運用上の留意事項について（別添2）」（平成21年7月1日付け障精発第0701001号障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）が発出されたところです。

貴団体におかれましても内容を十分に御了知いただいた上、研修の実施につきまして、引き続きご協力をお願い致します。

(別添 1)



障発第 0701001 号
平成 21 年 7 月 1 日

各 都道府県知事
指定都市市長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長



精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の施行について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 125 号。以下「改正省令」という。）については本日付で公布され、平成 21 年 7 月 1 日から施行されるところであるが、その施行に当たっては、下記の事項に十分留意の上、関係制度の円滑な実施につき遺漏なきを期されたい。

記

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 2 条の 2 の厚生労働省令で定める書類は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第 19 条第 2 項の規定に基づき精神保健指定医の指定の効力が失効し、失効した日から起算して 1 年を超えない期間に再度申請を行う場合においては、（ア）5 年以上診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 1 条第 3 号）、（イ）3 年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面（規則第 1 条第 4 号）及び（ウ）厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面（規則第 1 条第 5 号）の提出を不要とし、下記のとおりとしたこと。

（1）履歴書

- (2) 医師免許証の写し
- (3) 法第 18 条第 1 項第 4 号に規定する研修の課程を修了したことを証する
書面
- (4) 法第 19 条第 2 項の規定により効力が失われた指定に係る指定医証

なお、今般の改正省令の規定に基づく指定医の指定に係る申請を行う場合の申請書の様式については、「精神衛生法等の一部を改正する法律による改正後の精神保健法の運用上の留意事項について」（昭和 63 年 5 月 13 日付健医精発第 16 号）で定める様式 1－2「精神保健指定医指定申請書（失効後一年未満）」とすること。

(別添 2)



障精発第0701001号
平成21年7月1日

都道府県
各 精神保健福祉主管部(局)長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課長



「精神衛生法等の一部を改正する法律による改正後の精神保健法の
運用上の留意事項について」の一部改正について

精神保健指定医に関する事項については、「精神衛生法等の一部を改正する法律による改正後の精神保健法の運用上の留意事項について」(昭和63年5月13日厚生省保健医療局精神保健課長通知)等により定めているところであるが、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第125号)」が平成21年7月1日に施行されたことに伴い、別添のとおり当該通知の一部を改正し、平成21年7月1日から適用することとしたので、貴職におかれても内容を十分に御了知いただきたい。なお、改正後の同通知の全文を参考までに添付する。

(新)	(旧)
精神衛生法等の一部を改正する法律による改正後の精神保健法の運用上の留意事項について	精神衛生法等の一部を改正する法律による改正後の精神保健法の運用上の留意事項について
第1 (略)	第1 (略)
第2 (略)	第2 (略)
第3 精神保健指定医に関する事項 1～3 (略) 4 指定医の指定に係るその他の事項について (1) 指定医の指定申請を行おうとする者は、別添様式1に定める精神保健指定医指定申請書に、次に定める書面(写真を含む。)を添付して、住所地の都道府県知事を経由して、地方厚生局長に提出するものであること。 ① 履歴書 ② 医師免許証の写し ③ 5年以上診断又は治療に従事したことを証する施設管理者による実務経験証明書(別添様式2)(大学院生又は文部科学教官については、学長又は学部長の証明によるものとする。④において同じ。)ただし、大学院に籍を置き、研修等のため他の施設で診断又は治療に従事した場合は、当該施設の管理者の証明でも認めることとする。 ④ 3年以上の精神科実務経験を有することを証する施設管理者による実務経験証明書(別添様式2) ⑤ 精神科実務経験告示に定める程度の診断又は治療に従事した経験を有することを証するケース・レポート(文字数(数字、アルファベット、カッコ、句読点は字数に含め、空白は字数に含めない。)は1200字以上2000字以下とし、原則としてワードプロセッサで作成すること。また、別添様式3により4通提出すること。なお、医療観察法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定による入院(以下「医療観察法入院」という。)についてのレポートにあっては、「入院形態」欄に「医療観察法入院」と記載すること。)	第3 精神保健指定医に関する事項 1～3 (略) 4 指定医の指定に係るその他の事項について (1) 指定医の指定申請を行おうとする者は、別添様式1に定める精神保健指定医指定申請書に、次に定める書面(写真を含む。)を添付して、住所地の都道府県知事を経由して、地方厚生局長に提出するものであること。 ① 履歴書 ② 医師免許証の写し ③ 5年以上診断又は治療に従事したことを証する施設管理者による実務経験証明書(別添様式2)(大学院生又は文部科学教官については、学長又は学部長の証明によるものとする。④において同じ。)ただし、大学院に籍を置き、研修等のため他の施設で診断又は治療に従事した場合は、当該施設の管理者の証明でも認めることとする。 ④ 3年以上の精神科実務経験を有することを証する施設管理者による実務経験証明書(別添様式2) ⑤ 精神科実務経験告示に定める程度の診断又は治療に従事した経験を有することを証するケース・レポート(文字数(数字、アルファベット、カッコ、句読点は字数に含め、空白は字数に含めない。)は1200字以上2000字以下とし、原則としてワードプロセッサで作成すること。また、別添様式3により4通提出すること。なお、医療観察法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定による入院(以下「医療観察法入院」という。)についてのレポートにあっては、「入院形態」欄に「医療観察法入院」と記載すること。)

⑥ 法第18条第1項第4号に規定する研修の課程を修了したことを証する書面の写し

⑦ 写真（縦50ミリメートル、横40ミリメートルとし、申請6ヶ月以内に上半身脱帽で撮影されたもの。なお、裏面に撮影年月日及び氏名を記載しておくこと。）

⑧ ⑥が交付された後に氏名が変更された場合は、本人であることを証明する書類（戸籍抄本等）の写し

(2) 法第19条第2項の規定により指定の効力が失効した日から起算して1年を超えない期間に指定医の指定に係る申請を行おうとする者は、(1)にかかわらず、別添様式1-2に定める精神保健指定医指定申請書（失効後一年未満）に、(1)①、②、⑥、⑦、⑧に定める書面（写真を含む。）及び失効した指定医証（失効した日から1年を超えないものに限る。）を添付して、住所地の都道府県知事を経由して、地方厚生局長に提出するものであること。

(3) (略)

5 (略)

6 指定後における事務取扱いについて

(1) 指定医に対して精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第7条に規定する精神保健指定医の身分を示す証票（以下「指定医証」という。）を交付した都道府県知事は、受領書を受けるなど交付した旨が明らかになるようにしておくこと。また、都道府県知事は、医療機関の管理者に対して、各年度当初に当該医療機関に勤務する指定医の指定医証の有効期限について確認をするよう促すこと。さらに、都道府県知事は、指定医の公務員としての職務行為に係る行政処分を行う立場にあることを踏まえ、公務員としての職務を行う可能性のある指定医について、各年度当初に指定医証の有効期限を確認するよう努めること。なお、都道府県知事が受領書を受けた場合においても、これを厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長に対して提出することは必要がないこと。

(2) 指定医は自らの責任のもと指定医証を管理することとし、指定医の有効期限についても十分注意すること。なお、指定医の有効期限が切れた後（4(2)に規定する申請を行い、再度指定医として指定されるまでの間を含む。）、指定医であるものとして行った職務は取り消しうるものとなること。

(3) 指定医は措置入院を行うに当たっての判断や行動制限など、私人に対する権限の行使にたずさわる立場にあることを踏まえ、精神科病院等においてその職務を行う際には常

⑥ 法第18条第1項第4号に規定する研修の課程を修了したことを証する書面の写し

⑦ 写真（縦50ミリメートル、横40ミリメートルとし、申請6ヶ月以内に上半身脱帽で撮影されたもの。なお、裏面に撮影年月日及び氏名を記載しておくこと。）

⑧ ⑥が交付された後に氏名が変更された場合は、本人であることを証明する書類（戸籍抄本等）の写し

(2) (略)

5 (略)

6 指定後における事務取扱いについて

(1) 指定医に対して精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第7条に規定する精神保健指定医の身分を示す証票（以下「指定医証」という。）を交付した都道府県知事は、受領書を受けるなど交付した旨が明らかになるようにしておくこと。なお、都道府県知事が受領書を受けた場合においても、これを厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長に対して提出することは必要がないこと。

(2) 指定医は自らの責任のもと指定医証を管理することとし、指定医の有効期限についても十分注意すること。

時、指定医証を提示できる状態にしておくよう努めること。

(4) ～ (6) (略)

(3) ～ (5) (略)

(参考：改正後全文)

昭和 63 年 5 月 13 日健医精発第 16 号
各都道府県精神保健担当部（局）長宛
厚生省保健医療局精神保健課長通知

最終改正 平成 21 年 7 月 1 日障精発第 0701001 号

精神衛生法等の一部を改正する法律による改正後の精神保健法の運用上の留意事項について

精神衛生法等の一部を改正する法律（昭和 62 年法律第 98 号）の施行については、昭和 63 年 4 月 6 日付け厚生省発健医第 108 号をもって厚生事務次官及び同日付け健医発第 433 号をもって厚生省保健医療局長よりそれぞれ通知されており、また、精神衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（昭和 63 年政令第 88 号）により同法の施行期日が昭和 63 年 7 月 1 日と定められたところであるが、同法による改正後の精神保健法（昭和 25 年法律第 123 号）（以下「法」という。）の運用に当たっては特に下記に掲げる事項に十分留意の上、関係制度の円滑、適正な実施につき遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村を含め関係者、関係団体に対する周知方につき配慮されたい。

なお、厚生省保健医療局長より、本日付け健医発第 575 号をもって、精神衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係通知の見直しが行われたものであるので併せて十分留意の上、制度の運用に当たられたい。

記

第 1 削除

第 2 精神医療審査会に関する事項

- (1) 精神医療審査会（以下「審査会」という。）の運営については、平成 12 年 3 月 28 日付障第 209 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 12 条に規定する精神医療審査会について」によって示されている事項に十分配慮して、その適正な運営を図るものであること。
- (2) 特に、審査を行う合議体については各都道府県の審査事務量に応じ適正な数を設けるとともに、委員については一部委員の欠席等により合議体の運営に支障が生じないよう余裕をもった任命を行うなど、円滑な審査が行われるよう十分配慮すること。
- (3) 合議体の審査の場における意見の陳述が、患者の代理人たる弁護士によって行われる場合においては、当該弁護士に対して、その氏名、所属弁護士会名及び代理する患者の氏名が明らかである書面並びに弁護士バッジにより確認を求め、退院等の請求の審査が適正に行われるよう十分留意すること。
- (4) 審査会から措置入院患者につきその入院が必要でない旨の審査結果が通知された場合には、都道府県知事は、法第 38 条の 3 第 4 項及び法第 38 条の 5 第 5 項の規定に基づき当該患者に係る入院措置を解除しなければならないが、この場合においては、法第 29 条の 4 第 2 項の規定にかかわらず、改めてその指定する指定医の診察を要しないものであること。

と。

- (5) 審査会は、当該都道府県内の精神病院(精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。)に入院している患者に係る退院等の請求、入院時の届出及び定期の報告を取り扱うものであること。したがって、他の都道府県知事の措置により入院している措置入院者について、措置入院の継続が必要とは認められない旨の審査の結果が出された場合には、その通知を受けた都道府県知事は、当該審査結果を入院措置を行っている都道府県知事に連絡するものであること。また、連絡を受けた都道府県知事は、法第29条の4の規定に基づき、当該患者に係る入院措置を解除するものであること。

第3 精神保健指定医に関する事項

1 精神保健指定医の指定要件たる精神科実務経験について

- (1) 法第18条第1項第2号に規定されている「精神障害の診断又は治療に従事した経験」(以下「精神科実務経験」という。)については、今回新設された精神保健指定医制度の趣旨にかんがみ、自ら精神障害者の診断又は治療に当たるなかで、患者の人権や個人としての尊厳に配慮した精神医学的経験を有することを精神保健指定医(以下「指定医」という。)の指定要件とすることとしたものであり、その期間については3年以上とされていること。
- (2) 精神科実務経験は、精神科又は神経科を標榜している医療機関において行った精神障害者の診断又は治療(デイ・ケアを含む。)をいうものであること。
- ただし、当分の間、精神科の診療に相当の経験を有する医師の配置が法律等により定められている施設において常勤の医師として行った診断又は治療についても、これに含まれるものであること。なお、この施設について問合わせ等があった場合には、本職と十分調整されたいこと。
- (3) 精神科実務経験の期間については、以下に示した算定方法により算定するものとする。
- ア 精神科実務経験の期間については、1週間に4日以上精神障害者の診断又は治療に当たっている期間を算定対象とするものとする。
- イ アにいう「4日以上」の算定は、外来又は病棟において、精神障害者の診断又は治療に1日おおよそ8時間以上当たった日について行うものであること。
- なお、診断又は治療に関して通常行われる症例検討会、抄読会等への参加は、これに算入できるものであること。
- ウ 精神保健福祉センター、保健所におけるデイ・ケアに従事した時間及び期間については、これに算入できるものであること。また、これらの機関で嘱託医として精神障害者に対する相談業務に従事した時間についても、これに含まれるものであること。
- エ 夜間当直のみをする時間及び期間については、精神科実務経験として算定できないものであること。
- オ 動物実験等に携わる時間及び期間は、精神科実務経験として算定できないものであること。
- カ 精神医学を専攻する大学院生にあっては、副科目及び選択科目の履修や研究のために、精神障害者の診断又は治療を行わない時間及び期間が生じるが、この時間及び期間は、

精神科実務経験として算定できないものであること。

キ 外国留学等外国において精神障害者の診断又は治療に当たった場合においては、この時間及び期間は、精神科実務経験に算入できるものであること。

2 指定医の指定申請時に提出するケースレポートについて

- (1) 法第 18 条第 1 項第 3 号及び同号に基づく厚生省告示(昭和 63 年 4 月厚生省告示第 124 号)(以下「精神科実務経験告示」という。)に規定する「診断又は治療に従事した経験」については、指定医の指定申請時に提出するいわゆるケースレポートにより、指定医として必要とされる法的、医学的知識及び技術を有しているかについて確認するものとする。このケースレポートについては、(2)に定める事項に従い記載し、指定医申請書に添付して、申請するものとする。

その際、平成 18 年 2 月 16 日の医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会において、別紙 2 のとおり指定医ケースレポートの評価基準がとりまとめられたところであるため、参考とすること。

なお、精神科実務経験告示は、指定医としての指定要件として必要最小限の症例数を定めたものであり、指定医の指定を受けようとする者は、3 年間の精神科実務経験の中においては任意入院者を含めてこれ以上の症例を積極的に取り扱うことが望ましいものであること。

- (2) ケースレポートの対象となる患者については、以下によるものとする。

ア 精神科実務経験告示に定める 8 例以上の症例については、精神病床を有する医療機関において、当該医療機関に常時勤務する指定医(以下「指導医」という。)の指導のもとに自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持った症例について報告するものであり、少なくとも一週間に 4 日以上、当該患者について診療に従事したものでなければならない。

イ 原則として、当該患者の入院から退院までの期間、継続して診療に従事した症例についてケースレポートを提出するものとする。

注 1 入院形態の変更は、変更前の入院形態については退院と、変更後の入院形態については入院とみなすものとする。

注 2 同一の入院形態のままの転院及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。)第 43 条第 4 項に基づく指定入院医療機関の変更(以下「転院等」という。)は退院とみなさないものとする。(「中毒性精神障害」及び「症状性又は器質性精神障害」については、オを参照すること。)

ウ 入院が長期にわたる場合は、入院から 3 ヶ月以上継続して当該診療に従事した症例、既に入院している患者については新たに担当として診療に従事して退院まで引き続き当該診療に従事し、その期間が 3 ヶ月以上である場合において、それぞれケースレポートの対象とすることができるものとする。

エ 医療保護入院若しくは措置入院(以下「医療保護入院等」という。)の途中から担当し、任意入院に入院形態が変更された後も退院まで引き続き診療に従事した症例については、当該医療保護入院等の担当開始から入院形態の変更までの期間が 1 ヶ月を経過し、

さらに任意入院の期間を足して3ヶ月以上になる場合において、ケースレポートの対象とすることができるものとする。

また、措置入院の途中から担当し、医療保護入院に入院形態が変更された後も退院まで引き続き診療に従事した症例についても、当該措置入院の担当開始から入院形態の変更までの期間が1ヶ月を経過し、さらに医療保護入院の期間を足して3ヶ月以上になる場合において、措置入院の症例としてケースレポートの対象とすることができるものとする。

オ 「中毒性精神障害」及び「症状性又は器質性精神障害」については、イの注2の規定に関わらず、入院から3ヶ月以内に同一の入院形態のまま転院等が行われた症例であっても、ケースレポートの対象とすることができるものとする。

カ イからオについては、別紙1「ケースレポートの対象となる診療期間の条件」を参照すること。

キ 同一症例について、同時に複数の医師がケースレポートを作成することは認められないものであること。

ク 指定医の申請時から6年以前に診療に従事した症例についてケースレポートを作成することは認められないものであること。ただし申請時から6年以前に診療に従事した症例であっても、申請時から6年前以降退院まで引き続き当該診療に従事し、その期間が3か月以上ある症例については、ケースレポートの対象とすることができるものであること。

3 指導医について

(1) 指導医は以下の役割を担うものとする。

ア ケースレポートに係る症例の診断又は治療について申請者を指導すること。

イ ケースレポートの作成に当たり、申請者への適切な指導及びケースレポートの内容の確認を行い、指導の証明を行うこと。

(2) その他

ア 診療期間の途中で指導医が交代した場合、当該ケースレポートに係る全ての指導医の氏名と指導期間をケースレポートの別添様式3の10の(1)に記載すること。

イ その場合、原則として、最終的に指導した指導医が当該ケースレポートの内容について確認を行い、指導の証明を行うこと。

4 指定医の指定に係るその他の事項について

(1) 指定医の指定申請を行おうとする者は、別添様式1に定める精神保健指定医指定申請書に、次に定める書面(写真を含む。)を添付して、住所地の都道府県知事を経由して、地方厚生局長に提出するものであること。

① 履歴書

② 医師免許証の写し

③ 5年以上診断又は治療に従事したことを証する施設管理者による実務経験証明書(別添様式2)(大学院生又は文部科学教官については、学長又は学部長の証明によるものとする。④において同じ。)

ただし、大学院に籍を置き、研修等のため他の施設で診断又は治療に従事した場合は、

当該施設の管理者の証明でも認めることとする。

- ④ 3年以上の精神科実務経験を有することを証する施設管理者による実務経験証明書(別添様式2)
 - ⑤ 精神科実務経験告示に定める程度の診断又は治療に従事した経験を有することを証するケースレポート(文字数(数字、アルファベット、カッコ、句読点は字数に含め、空白は字数に含めない。))は1200字以上2000字以下とし、原則としてワードプロセッサで作成すること。また、別添様式3により4通提出すること。なお、医療観察法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定による入院(以下「医療観察法入院」という。)についてのレポートにあっては、「入院形態」欄に「医療観察法入院」と記載すること。)
 - ⑥ 法第18条第1項第4号に規定する研修の課程を修了したことを証する書面の写し
 - ⑦ 写真(縦50ミリメートル、横40ミリメートルとし、申請6ヶ月以内に上半身脱帽で撮影されたもの。なお、裏面に撮影年月日及び氏名を記載しておくこと。)
 - ⑧ ⑥が交付された後に氏名が変更された場合は、本人であることを証明する書類(戸籍抄本等)の写し
- (2) 法第19条第2項の規定により指定の効力が失効した日から起算して1年を超えない期間に指定医の指定に係る申請を行おうとする者は、(1)にかかわらず、別添様式1-2に定める精神保健指定医指定申請書(失効後一年未満)に、(1)①、②、⑥、⑦、⑧に定める書面(写真を含む。)及び失効した指定医証(失効した日から1年を超えないものに限る。)を添付して、住所地の都道府県知事を経由して、地方厚生局長に提出するものであること。
- (3) 指定医の指定は、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会の意見を求め、その結果に基づいて行うこととされているが、申請者から提出されたケースレポートの内容が十分ではなく、精神科実務経験告示に定める「診断又は治療に従事した経験」を満たしているか否かについて適正な審査が行えない旨の意見が医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会から示された場合においては、当該「診断又は治療に従事した経験」のうち具体的な症例(例えば児童・思春期精神障害に係る症例)について、申請者自らが担当した他の症例のケースレポートの提出を求めることがあること。

5 研修について

法第18条第1項第4号及び第19条に規定する研修については、厚生労働大臣が指定するものを行うこととしていること。

6 指定後における事務取扱いについて

- (1) 指定医に対して精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)第7条に規定する精神保健指定医の身分を示す証票(以下「指定医証」という。)を交付した都道府県知事は、受領書を受けるなど交付した旨が明らかになるようにしておくこと。また、都道府県知事は、医療機関の管理者に対して、各年度当初に当該医療機関に勤務する指定医の指定医証の有効期限について確認をするよう促すこと。さらに、都道府県知事は、指定医の公務員としての職務行為に係る行政処分を行う立場にあることを踏まえ、公務員としての職務を行う可能性のある指定医について、各年度当初に指定医証の有効期限を確認するよう努めること。なお、都道府県知事が受領書を受けた場合においても、これを厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長に対して提出することは必要がない

こと。

- (2) 指定医は自らの責任のもと指定医証を管理することとし、指定医の有効期限についても十分注意すること。なお、指定医の有効期限が切れた後（4(2)に規定する申請を行い、再度指定医として指定されるまでの間を含む。）、指定医であるものとして行った職務は取り消しうるものとなること。
- (3) 指定医は措置入院を行うに当たっての判断や行動制限など、私人に対する権限の行使にたずさわる立場にあることを踏まえ、精神科病院等においてその職務を行う際には常時、指定医証を提示できる状態にしておくよう努めること。
- (4) 指定医は、指定医証の記載事項に変更のあるときは、指定医証を添えてその旨を都道府県知事を経由して地方厚生局長に届け出るものとする。
- (5) 指定医は、指定医証を紛失し又はき損したときは、その旨（き損のときは指定医証を添付）を都道府県知事を経由して地方厚生局長に届け出るものとする。
- (6) 指定医は、指定医の指定を取り消されたときは、速やかに指定医証を都道府県知事を経由して地方厚生局長に返納するものとする。

第4及び第5 削除

第6 行動の制限その他の入院患者に係る処遇について

- 1 精神病院入院患者の処遇については、これまでも昭和60年10月19日付け健医発第1260号厚生省保健医療局長通知「精神病院入院患者の通信・面会に関するガイドラインについて」により、その適正が図られるよう管下の精神病院の指導に当たられているところであるが、今般、法第36条及び第37条並びにこれらの規定に基づき定められた昭和63年4月厚生省告示第128号、同第129号及び同第130号により行動の制限その他の処遇について定められたところであるので、今回の法律改正の趣旨を十分に踏まえ、今後とも関係機関及び関係団体に対し適切に指導を行なわねばならないものであること。
- 2 昭和63年4月厚生省告示第128号第3号に規定する「患者の代理人となろうとする弁護士」が患者との面会を求める場合においては、当該弁護士は、その氏名及び所属弁護士会名、代理人になろうとする患者の氏名、並びに患者本人又は保護義務者の依頼を受けて代理人になろうとするための面会である旨を書面をもって明らかにしなければならないものであること。ただし、どのような方法により依頼を受けたか（依頼ルート、依頼書類等）については明らかにする必要はないこと。

第7 その他の事項

これまでの本職通知のうち、「精神衛生」、「精神衛生法」、「精神衛生センター」、「地方精神衛生審議会」、「精神衛生鑑定医」及び「精神衛生相談員」とあるのは、本年7月1日をもって、「精神保健」、「精神保健法」、「精神保健センター」、「地方精神保健審議会」、「精神保健指定医」及び「精神保健相談員」とそれぞれ読み替えるものであること。

精神保健指定医指定申請書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条の規定による精神保健指定医に指定されたく申請します。

申 請 日 平成 年 月 日

氏 名	⑩		本籍地			
現 住 所						
生年月日	年	月	日	年 齢	歳	性別 男・女
最終学歴 及び年月	年 月 卒業・中退			医籍登録年月日 及 び 番 号	第	年 月 日 号
現 在 の 勤 務 先	所在地					
	名 称					
精神障害者 の診断治療 に従事した 期間及び病 院等名	従 事 し た 期 間			従 事 し た 病 院 等 の 名 称		
	年 月 日 ~ 年 月 日					
	年 月 日 ~ 年 月 日					
	年 月 日 ~ 年 月 日					
	年 月 日 ~ 年 月 日					
	計 年 ヶ月					
その他の診 断治療に従 事した期間 及び病院等 名	従 事 し た 期 間			従 事 し た 病 院 等 の 名 称		
	年 月 日 ~ 年 月 日					
	年 月 日 ~ 年 月 日					
	年 月 日 ~ 年 月 日					
計 年 ヶ月						
合 計 年 ヶ月						
研修の受講	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					

(注) 記載上の留意事項

1. 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。

精神保健指定医指定申請書（失効後一年未満）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条の規定による精神保健指定医に指定されたく申請します。

申 請 日 平成 年 月 日

氏 名			本籍地		
現 住 所					
生年月日	年	月	日	年 齢	歳 性別 男・女
最終学歴 及び年月	年		月 卒業・中退	医籍登録年月日 及 び 番 号	第 年 月 日
現 在 の 勤 務 先	所在地				
	名 称				
失効した指定 医証に記載の 勤 務 先	所在地				
	名 称				
失 効 前 の 指 定 医 番 号 及び有効期限	番 号		有効 期限	平成 年 月 日	
研修の受講	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日				

（注）記載上の留意事項

1. 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

第5103号

官報

平成21年7月1日 水曜日

目次

〔省 令〕

○教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（文部科学二九）

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二五）

○独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（経済産業三八）

〔告 示〕

○平成二十二年歌会始お題「光」の詠進歌の選者が定められた件（宮内庁五）

○貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることができる団体を指定する件の一部を改正する件（金融庁三四）

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務三〇四）

○更生保護法第五十一条第二項第五号に規定する法務大臣が指定する施設を告示する件（同三〇五）

○日本国に帰化を許可する件（同三〇六）

○千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約へのレバノン共和国の加入に関する件（外務三五三）

○二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約のベルギー王国による批准に関する件（同三五四）

○二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約へのシリア・アラブ共和国の加入に関する件（同三五五）

○ジブチ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三五六）

○千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書へのシリア・アラブ共和国の加入に関する件（同三五七）

○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約へのカタール国の加入に関する件（同三五八）

○指定保税地域を指定する件（財務二二一）

○生物由来原料基準等の一部を改正する件（厚生労働三四三）

○雇用保険法施行規則第四条第一項第二号により雇用保険法を適用しない者を定める件（同三四四）

○雇用保険法附則第五条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を定める件の一部を改正する件（同三四五）

○動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件（農林水産八六一）

○動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件（同八六二）

○動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件の一部を改正する件（同八六三）

○薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件（同八六四）

○電気事業法第五十七条の二第一項に規定する登録調査機関を登録する件（経済産業二二四）

○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（同二二五）

○登録経営状況分析機関の登録事項の変更があった件（国土交通六九三）

○水路測量の実施に関する件（海上保安庁一九〇）

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について全部返還、一部返還、共同使用、追加提供等が決定された件（防衛二二〇）

○平成十一年防衛庁告示第四十九号の一部を改正する件（同二二一）

○昭和五十年防衛庁告示第百五十五号の一部を改正する件（同二二二）

○都市計画に関する件（北陸地方整備局九七、九八）

○浄化槽の型式を認定した件（中部地方整備局八四）

○道路に関する件（九州地方整備局九二、九三）

○道路に関する件（北海道開発局七九）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府 財務省 防衛省

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

限定救命艇手登録講習実施機関の登録事項の変更（国土交通省）

登録試験実施機関の登録事項の変更（同）

近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）

平成二十一年度十一月期司法修習生採用選考公告（最高裁判所）

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（中国経済産業局）

〔公 告〕

諸事項

官庁

割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の二の許可を受けた者の営業廃止に関する公示、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示、登録割賦購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示、建設業の営業の停止命令関係（以下次のページへ続く）

(前のページより続き)
裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、
特別清算、会社更生、再生関係

特殊法人等

教育職員免許状失効関係

会社その他

会社決算公告

三 三 三

○文部科学省令第二十九号

教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)の規定に基づき、及びこの法律を実施するため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月一日

文部科学大臣 塩谷 立

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)の一部を次のように改正する。
第十条の表備考第二号中「第六欄に定める」を「養護実習の」に改め、「第二欄から第五欄」を「表」に改め、「科目」の下に「養護実習を除く。」を加える。

第十一条第一項の表備考第二号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

第二十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、大学設置基準第四十三条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、短期大学設置基準第三十六条第一項又は専門職大学院設置基準第三十二条第二項に規定する共同教育課程(以下この項及び次条第四項において単に「共同教育課程」という。)について課程の認定を受けようとする場合は、当該共同教育課程を編成するすべての大学の設置者が申請書を提出しなければならない。

第二十二条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 認定課程であり、かつ、共同教育課程である教育課程を編成する大学(以下この項において「構成大学」という。)は、当該構成大学のうちの一の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が第一項の規定により開設する授業科目とそれぞれみなすものとする。

第六十五条の三中「第五条第二項から第四項まで」を「第五条第三項から第五項まで」に改める。

第六十五条の四中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改める。

第六十五条の六中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改める。

省 令

第六十五条の十中「同令第五十条第一項に規定する外国語活動の一部、同項、同令第七十二条第一項」を「同令第五十条第一項、第七十二条第一項」に改める。

第六十六条の二中「第五条第五項第二号」を「第五条第六項第二号」に改める。

附則第二十七項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

別記第一号様式備考第一号中イを削り、ウをイとし、エからコまでをウからケまでとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二十五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第五百五十五号)第二条の二の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月一日

厚生労働大臣 舩添 要一

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2 法第十九条第二項の規定により同項に規定する指定の効力が失われた日から起算して一年を超えない期間に法第十八条第一項の申請を行う場合においては、令第二条の二の厚生労働省令で定める書類は、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号及び第六号に掲げる書類並びに当該効力が失われた指定に係る指定医証とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第三十八号

独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第五十条の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月一日

経済産業大臣 二階 俊博

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十五年経済産業省令第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第九条の二中「権利をいう。」の下に「及び先物外国為替(外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引の対象となるものをいう。)」を加える。

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○宮内庁告示第五号

平成二十二年歌会始お題「光」の詠進歌の選者は、次の者に定められた。

岡井 隆

篠 弘

三枝 昂之

河野 裕子

永田 和宏

平成二十一年七月一日

宮内庁長官 羽毛田信吾

○金融庁告示第三十四号
貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることができる団体を指定する件(平成十九年金融庁告示第百十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月一日

金融庁長官 佐藤 隆文

社団法人日本クレジット協会の項中「東京都新宿区信濃町三十五番地」を「東京都中央区日本橋小網町十四番一」に改める。

社団法人全国信販協会の項を削る。

○法務省告示第三百四号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十一年七月十八日から効力を生ずる。

平成二十一年七月一日

法務大臣 森 英介

神奈川県足柄上郡中井町長